

原子力委員会設置法

(昭和三十年十二月十九日法律第百八十八号)

最終改正…平成二四年六月二七日法律第四七号

第一章 総則

(目的及び設置)

第一条 原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という。)に関する行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二章 所掌事務及び組織

(所掌事務)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項(安全の確保のうちその実施に関するものを除く。)について企画し、審議し、及び決定する。

- 一 原子力利用に関する政策に関すること。
- 二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること。
- 三 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること。
- 四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。
- 五 原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること。

六 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練

(大学における教授及び研究に係るものを除く。)に関すること。

七 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項に関すること。

(組織)

第三条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

2 委員のうち二人は、非常勤とすることができる。

(委員長)

第四条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に故障がある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(委員長及び委員の任命)

第五条 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後

の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の任期)

第六条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員は、任期が満了した場合においても、後任者が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(委員長及び委員の罷免)

第七条 内閣総理大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(会議)

第八条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に故障がある場合においては、第四条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長の職務を行うものとし、第二項の規定の適用については、委員長である者とみなす。

(委員長及び委員の給与)

第九条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長及び委員の服務)

第十条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第十一条 委員長及び常勤の委員は、在任中、次の各号のいづれかに該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

第十二条 削除

第三章 削除

第十三条から第二十二條まで 削除

第四章 委員会と関係行政機関等との関係

第二十三条 削除

第二十四条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

(報告等)

第二十五条 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができ、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（原子力規制委員会への通知等）

第二十六条 委員会は、第二条各号に掲げる事項のうち、原子力利用における安全の確保に係る事項について企画し、又は審議したときは、その旨及び内容を原子力規制委員会に通知しなければならない。

2 委員会は、第二条各号に掲げる事項のうち、原子力利用における安全の確保に係る事項について決定しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴かなければならない。

第五章 補則

（政令への委任）

第二十七条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。